

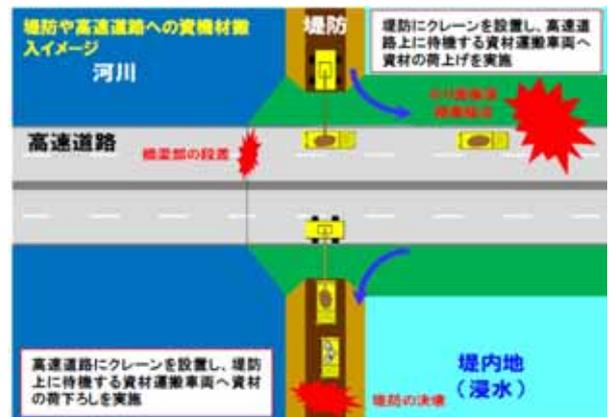
締結！！河川堤防および名神高速道路の一時使用に関する協定

平成27年12月22日、木曽川上流河川事務所とNEXCO 中日本 名古屋支社羽島保全・サービスセンターは、木曽三川中流部の堤防や高速道路が被災し大規模な被害が発生した際に、高速道路(名神高速道路)の一部を車線規制し、復旧に必要な資機材を堤防と高速道路へ相互に搬入することで、河川堤防や高速道路等を迅速に復旧するための協定を締結しました。



木曽川上流河川事務所の大澤事務所長からは、着実に河川事業を進めているが、ハード整備だけでは災害を防止できないこともあり、破堤時に堤防を復旧するにあたり一般道が使えない場合、協定により迅速な復旧・資材搬入を行うことが出来ると話がありました。

NEXCO 中日本の外村(とむら)所長からは、東日本大震災後、社内の防災対策を再検討・再構築しており、今回の協定で迅速な災害復旧、流域の財産・身体の保全に寄与するものと考えていると話がありました。



復旧に必要な資機材を高速道路と堤防で相互に直接搬入することにより、資機材の調達・補給手段を確保し、復旧の迅速化を図ります。